

公立大学法人岩手県立大学 中期計画

【はじめに】

岩手県立大学は、平成10年の開学以来、『「自然」「科学」「人間」が調和した新たな時代の創造を願い、人間性豊かな社会の形成に寄与する、深い知性と豊かな感性を備え、高度な専門性を身につけた自律的な人間を育成する大学』を建学の理念に掲げ、「地域に根ざした実学・実践重視の教育研究活動」などに重点的に取り組んできたところであり、特に、平成23年度から28年度までの第二期中期計画においては、この建学の理念の実現に向けて、地域の中核人材の育成と活力創出に貢献する大学を目指し、学生を主人公とした「学生目線」による教育と岩手の活力を生み出す「地域目線」による研究・地域貢献に精力的に取り組んできたところである。

この間、少子高齢化、とりわけ18歳人口の減少、地域社会経済のグローバル化の急速な進展、更には東日本大震災津波や地域の高等教育機関の新設・改編など、本学を取り巻く環境が大きく変わり、次代を切り拓く人材の育成や学術研究の充実への期待が一層高まっている。

こうした期待に応えるとともに、地域に根ざした高等教育機関としての使命と役割を自覚し、本学は第三期中期計画期間に、東日本大震災津波からの復興とその先を見据えた地域の未来づくりに寄与し、地域社会をリードするため、第三期中期目標に掲げられている「未来を切り拓く力を高める教育」と「未来創造に資する地域貢献」を強力に推進し、「いわて創造人材の育成と地域の未来創造に貢献する大学」を目指すこととする。

これを実現するに当たっては、開学以来取り組んできた「地域に根ざした実学・実践重視の教育研究活動」に加え、開学20周年を迎えるに当たり、大学の抜本的な見直しを図りつつ、以下の3つの事項に重点的に取り組む。

- ◎ いわての「未来を創造する人材」を育成するため、産業界・地域等との連携のもと、いわてをフィールドとした地域志向教育の充実と学生の主体的学修を促す能動的学習の推進
- ◎ いわての「豊かなふるさと」の創生を支えるための戦略的な研究活動の強化
- ◎ いわての「グローバル化」を促進するための多様な文化や価値観の理解促進支援ネットワークの構築

また、計画の実行に当たっては、県内各地域や企業・団体等との有機的な連携を強化しつつ、ふるさとの未来を拓き、未来を担う人材を育む「学びの府」として、機動的かつ効率的な教育研究組織の再構築を図りながら、教育・研究・地域貢献を更に強化するとともに、内部質保証システムを確実に機能させることによって、計画の実効性を高め、地域や県民からの新たなニーズにも迅速かつ的確に対応する。

I 大学の教育・研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

各学部等の特性に応じた「いわて創造人材」を育成するため、入学者受入れの方針（以下、「アドミッション・ポリシー」という。）に基づいた多様な入学者選抜試験により入学志願者を確保するとともに、全学的な教学マネジメントの下、各学部及び研究科の卒業認定・学位授与の方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」という。）及び教育課程編成・実施の方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」という。）に基づいた教育課程の編成、学生の能動的学習の推進、学修成果の可視化、多文化理解を醸成する教育プログラムの充実、就業力の育成等に取り組む。

(1) 育成する人材に関する目標を達成するための措置

ア 学士課程

(ア) 看護学部

人々の健康を多面的に捉え、科学的・研究的思考に基づく判断力と問題解決能力を持ち、国際的視点を身につけた看護専門職として、看護学を探究し、看護実践の場でリーダーとなり得る人材を育成するため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいた体系的な教育課程を編成し、学生の主体的な学修を推進するとともに、地域の健康課題や保健行政の特徴を踏まえた地域志向教育の充実を図る。

(イ) 社会福祉学部

社会福祉の領域全体を総合的に深く捉え、人間の尊厳に対する深い理解に立った高度で専門的な知識・技術と現実的な問題解決に結びつけられる学際的教養を身につけた福祉人材を育成するため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、学科再編成の成果を踏まえた体系的な教育課程を編成するとともに、能動的な学習方法の導入と地域志向科目の体系化を図る。

(ウ) ソフトウェア情報学部

コンピュータサイエンスに立脚し、IT企業・教育機関等の分野で活躍が期待される「人と情報化社会が調和した豊かな社会」の発展に寄与できる人材を育成するため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいたコースの設置と体系的な教育課程を編成し、学生の主体的な学修を推進するとともに、学生データベースを充実し、学生の履修状況に応じた学修指導の強化を図る。

(エ) 総合政策学部

政策科学に立脚し、グローバルな視点に立ってローカルな諸課題に主体的に取り

組む意欲を持ち、専門的知識を修得することにより、地域社会に貢献できる人材を育成するため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいたコースや履修モデルの編成を行い、体系的な教育課程を構築するとともに、初年次教育の強化と専門科目における能動的学習方法の導入・定着を図る。

イ 博士課程

(ア) 看護学研究科

前期課程においては、高度な専門知識、技術並びに倫理観を持ち、看護の実践と研究を通して看護学の発展と看護の質の向上を強く志向する人材を育成するため、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を検証し、研究科全体での研究指導體制の更なる充実に取り組む。

後期課程においては、看護学の知識の蓄積に貢献する研究者、高度な技術を駆使する実践者及び看護を中心に医療の改善を推進できる指導的実践者を育成するため、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を検証するとともに、研究環境を整備し、研究科全体での研究指導體制の更なる充実に取り組む。

(イ) 社会福祉学研究科

前期課程においては、社会福祉の現場に関する深い識見と専門的知識・技術を持ち、他の職種と連携しながら現場実践との橋渡しができる統合的能力を有する人材を育成するため、教育内容に応じた指導體制の充実を図るとともに、コースワークとリサーチワークの強化に取り組む。

後期課程においては、社会福祉における具体的問題の解決に寄与する理論構成力と研究能力を持ち、複雑で多様化した実践課題に柔軟かつ確実に取り組む人材を育成するため、教育内容に応じた指導體制の充実を図るとともに、ディプロマ・ポリシーを明確化し、学位論文の成果を評価する新しい基準の整備と運用に取り組む。

(ウ) ソフトウェア情報学研究科

前期課程・後期課程において、グローバルな視点をもってコンピュータサイエンスに立脚し、「人と情報化社会が調和した豊かな社会」において、IT企業・研究機関・教育機関の分野で新たな価値を創出することのできる人材を育成するため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいた研究指導體制の充実を図るとともに、学部と博士前期課程の一貫した教育の強化に取り組む。

(エ) 総合政策研究科

前期課程においては、新しい地域づくりの政策主体となる高度な専門的職能を持ち、グローバルな視点に立って、ローカルな諸課題に取り組む人材及び将来研究職に就く人材を育成するため、研究科分野ごとの特色を生かした教育課程の編成に取

り組む。

後期課程においては、グローバルでローカルな視点に立つ新たな政策科学を身に付けた研究者や高度で専門的な業務に従事する人材を育成するため、研究科全体として計画的な研究指導を実施する体制整備に取り組む。

ウ 短期大学士課程

(ア) 盛岡短期大学部

人間生活の「衣」「食」「住」と環境について自ら考え構築・提案することができる知識・能力を持つ人材、及び西洋・アジア及び日本の多様な文化や歴史を正しく理解し、異なる文化圏の人々とコミュニケーションできる知識・能力を持つ人材を育成するため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、各学科専攻の特色を生かした体系的な教育課程を編成するとともに、地域志向教育の強化や学生の主体的学修の推進に取り組む。

(イ) 宮古短期大学部

実社会に有用な知識と確かな専門技術、職業人としての自信と豊かな教養及び情報の取捨選択能力と活用能力を身につけ、持続可能で活力のある地域社会の構築にリーダーシップを発揮できる人材を育成するため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいた体系的な教育課程を編成するとともに、資格取得の促進と、地域づくりに対する関心を深めるための教育の強化に取り組む。

(2) 教育の質の向上等に関する目標を達成するための措置

ア 教育内容・方法・成果

(ア) 教育内容

- 【1】 人材育成目標を達成するため、一貫性のとれたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し、ポリシーと連動した体系的な教育課程を編成するとともに、定期的な点検・見直しを行う。
- 【2】 定期的に基盤教育科目の検証と改善を行い、学士課程教育を構成する要素として、初年次教育や高年次基盤教育の充実を図るなど、専門教育との有機的な連携に配慮した基盤教育課程を構築する。
- 【3】 地域の課題解決の中心的役割を担うべき人材を育成するため、「地域」をテーマとして学部横断的に学ぶ副専攻「いわて創造教育プログラム」や各学部の専門を生かした地域志向教育を充実させる。

(イ) 教育方法

- 【4】 各学部・研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程を実行するため、現行の教育方法と新たな教育方法を効果的に組

み合わせながら科目または科目群の特性に応じた適切な教育方法を構成する。

- 【5】 課題解決型授業や演習・実習の充実などにより、学生自らが目的意識を持って授業に参加できる能動的学習を推進する。
- 【6】 授業内容の確実な理解を図るため、全学的な方針を定め、十分な基礎学力を身に付ける補習教育と、学生の学修目標に応じて主体的な学修の機会を提供する補充教育を推進する。

(ウ) 学修成果

- 【7】 各学部・研究科の教育課程における学修成果の評価基準を明確にするとともに、成績評価をディプロマ・ポリシーに基づいた学修成果の到達度評価として活用する方法を整備し、運用する。

イ 教育の実施体制等

(ア) 教育の実施体制の整備

- 【8】 各学部・研究科の教育課程に対応した教員の適正な配置と教育アシスタント制度の活用などによる効果的な学習支援体制を構築するとともに、能動的学習に対応した教室や学習空間など、最適な教育環境の整備を計画的に実施する。

(イ) 教育力の向上

- 【9】 体系的な全学FD（ファカルティ・ディベロップメント）体制を構築するとともに、各学部の特性やニーズに応じた組織的なFD活動を推進し、教員の教育力の向上と実質的な授業内容・方法の改善を図る。

(3) 国際的視野の涵養に関する目標を達成するための措置

- 【10】 グローバルな視点を持った人材に求められる語学力、コミュニケーション能力、多文化に対する理解力を高めるため、基盤教育科目と専門科目を体系的に編成する。

また、学生の主体的・積極的な国際交流活動を支援するため、海外研修や学内における留学生との交流機会を拡充する。

(4) 入学者の受入れに関する目標を達成するための措置

- 【11】 求める学生像、入学選抜の在り方をアドミッション・ポリシーとして明確化し、それに基づいた多様な入学者選抜試験を実施するとともに、入試制度の検証・改善を図る。
- 【12】 志願者の動向を分析し、より効果的な志願者確保の取組を行うことにより、各課程における入学定員の充足を図る。
- 【13】 高等学校等と緊密な連携のもと、高校生に対し大学での学修内容への興味や

進学意欲を高める高大連携の取組を推進する。

(5) 学生への支援に関する目標

ア 学修支援・生活支援

- 【14】 一人ひとりの学生が、安心かつ充実した学生生活を送ることができるよう、経済的な支援制度や、後援会と連携した課外活動の支援を強化するとともに、学生の主体的学修を支援するため、図書資料の充実やラーニング・コモンズ（学生の多様な学習活動を可能にする場）機能の利用促進を図る。
- 【15】 各学部と関係本部が連携のうえ、障がいや困難を抱える学生に対して、合理的配慮や学生サポートサロンによる個別相談等の支援を充実させる。

イ 進路支援

- 【16】 各学部と各本部が連携し、アセスメント（学生個々のリテラシー及びコンピテンシーを測る評価テスト）の結果に基づく学生の強み・弱みの分析結果を踏まえながら、キャリア教育やインターンシップ等を通して確実な就業力の育成を図るとともに、個々の学生の希望に沿った就職・進学の支援を行う。
- 【17】 関係団体との連携のもと、学生の県内企業への理解を深化する取組を強化し、県内就職の促進を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

教育と地域貢献の基礎となる研究力を強化するため、外部資金の獲得を促進し、研究活動を充実させるとともに、地域の課題解決や活性化に寄与する研究の推進と積極的な研究成果の発信に取り組む。

(1) 研究の水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

- 【18】 県内自治体や企業等と連携し、まちづくりに関する共同研究や高度専門人材の育成に資する研究など、地域ニーズに応じた実践的な研究を推進する。
- 【19】 研究成果について、研究者データベースの充実と活用促進に努めるとともに、ホームページ、広報誌、紀要等で積極的に発信する。
- 【20】 研究の水準を向上させるため、独創的で先進的な研究に学内外の研究者と共同で取り組み、学術研究交流を活発化させるとともに、研究成果の学会発表等を支援し、発信の機会を増やす。

(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 【21】 外部研究資金の情報を積極的に収集するとともに、学外ニーズと学内の研究シーズとの効果的なマッチングなど、コーディネート機能を充実強化しながら、外部研究資金への応募（申請）、採択を促進する。

【22】 地域の研究ニーズ等に対応した新たな研究会の立ち上げ等により、産学公関係者、国内外研究者の交流や異分野交流を推進する。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

地域の「知の拠点」として、ふるさと振興に貢献する人材を育成するとともに、豊かなふるさとづくりや地域の課題解決に貢献する研究成果の還元、多文化共生社会に対する理解を醸成する地域の国際化の支援に取り組む。

(1) 地域貢献に関する目標を達成するための措置

ア 地域社会への貢献

【23】 アイーナキャンパスを拠点に、地域ニーズに対応した、看護師、社会福祉担当職員、公務員、栄養士等のリカレント教育を充実強化する。また、児童・生徒を対象とする ICT 講座の開催や、一般県民向けの公開講座を継続して開催する。

【24】 研究成果発表会等を通じ、研究成果が地域社会に与える幅広い意味でのインパクトや貢献の内容をわかりやすく発表・発信し、研究成果の活用を促進する。

【25】 外部研究資金の獲得を進めながら、特許出願につながる研究シーズ等を戦略的に発掘し、知的財産の活用を促進するとともに、本学学生や教職員はもとより、県民を対象に、知的財産に関する意識啓発を行う。

イ 産学公連携の強化

【26】 地域活性化に主体的に取り組む人材を育成し、持続可能で活力に満ちた地域づくりに貢献するため、研究成果を地域課題の解決に活かす取組を積極的に展開することにより、地域における産学公のネットワーク形成を支援する。

【27】 産学公が連携する学際的な研究プロジェクトを立ち上げ、外部資金によりプロジェクトを推進する体制を強化するとともに、産業界等と連携し、若手技術者や学生の技術力の向上を図る講習会等を開催する。

ウ 地域の国際化の支援

【28】 地区単位の国際交流団体間の支援ネットワークを構築し、多文化共生社会の実現に向けた課題の抽出と課題解決のための提案を行うとともに、県国際交流協会や県・市町村と連携し、啓発活動などを展開する。

(2) 東日本大震災津波からの復興とふるさと振興に関する目標を達成するための措置

【29】 東日本大震災津波からの復興及びふるさと振興に貢献するため、東日本大震災津波の体験で得た学生ボランティア活動のノウハウを学生間で継承させるとともに、各学部の特性を活かした共同研究や協働事業の展開等により地域活性

化に向けた取組を推進する。また、学生の地元定着を促進するため、ふるさと
いわて創造プロジェクトを継続実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

教育研究環境の変化や地域社会のニーズに迅速かつ的確に対応するため、教育研究組織
の再構築、大学の理念及び目的の実現に資する意欲的な教職員の育成、安定的な財務基盤
の構築、大学情報の収集・分析や戦略的な情報発信の強化に取り組む。

1 大学運営の改善に関する目標を達成するための措置

【30】 戦略的・効果的な教育研究活動及び大学運営を行うため、教育研究、大学運
営に関する様々なデータを蓄積して総合的に分析・活用・情報発信する体制を
整備する。

【31】 会議や委員会等の再編・統合及び運営の見直しにより、法人・大学運営に関
する意思決定プロセスの簡素化を図るとともに、全学の教職員を対象とした大
学運営説明会の開催、学内情報システム等を活用した大学運営情報の共有の促
進等により、教職員参加による効率的な大学運営体制を確立する。

2 教育研究組織に関する目標を達成するための措置

【32】 変化する社会環境や地域からの要請に対応するため、地域や教育機関等の意
見を集約して本学に対する人材育成や研究に対するニーズを把握し、開学 20 年
を機に教育課程や教育研究組織体制を見直し、再構築する。

3 教職員の確保・育成に関する目標を達成するための措置

【33】 定数管理計画に基づき計画的な教職員の配置を行うとともに、教育・研究・
地 域貢献・大学運営を担う優秀で多様な教職員の採用や昇任を適切に実施す
る。

【34】 教育研究活動の適切で効果的な運営を図るため、高等教育施策や大学運営に
関するセミナーなど、FD（ファカルティ・ディベロップメント）とSD（ス
タッフ・ディベロップメント）を融合させた研修等を実施することにより、大
学運営等に必要な知識や技能を修得させ、教職員の資質能力の向上を図る。

【35】 運用の見直しを行った教員業績評価制度により、教員の業績を適正に把握し、
制度に対する信頼度を高めるとともに、新たな活用策も検討し、教員のモチベ
ーションの向上を図る。

4 男女共同参画に関する目標を達成するための措置

【36】 男女共同参画における本学の基本方針を明示し、出産、育児及び介護に係る

制度利用や休暇取得の促進、女性教職員の管理職への登用など、ワークライフバランスに配慮した全ての教職員が働きやすい環境を整備する。

5 事務等の効率的・合理的な執行に関する目標を達成するための措置

【37】 事務局組織の効率的な運営を実現するため、教育研究分野を含めた業務改善に積極的に取り組むとともに、職員の能力向上を図るため、「階層別研修」や「個別能力開発研修」など職員の職能開発等を目的とした体系的なSD（スタッフ・ディベロップメント）プログラムを構築し実施する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

【38】 法人の経営基盤を強化しながら教育研究活動の着実な発展に資するため、大学院の入学定員の確保や入学志願者の増加に努め、学生納付金の収入確保を図るとともに、同窓会組織の充実強化や産業界等への支援要請等により、寄附金収入の確保に努める。

また、外部研究資金に関する情報収集と学内周知の促進や、民間企業等との共同研究実施に向けたマッチング等の強化により、外部資金の積極的な獲得に努める。

2 予算の効率的かつ適正な執行に関する目標を達成するための措置

【39】 支出経費の必要性や費用対効果の検証を徹底するとともに、大学運営業務の一層の効率化や調達方法等の改善等に努め、大学運営経費の抑制を図る。

IV 自己点検・評価・改善及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【40】 大学の教育、研究、地域貢献及び大学運営に係る自己点検・評価、法人評価及び認証評価等の外部評価に計画的に対応し、その評価結果を学内にフィードバックすることによって、教育研究活動、地域貢献活動及び大学運営等の改善を図る。

2 情報公開・広報の充実に関する目標を達成するための措置

【41】 社会から求められている教育研究活動や大学運営等に関する情報を積極的かつタイムリーに公開するとともに、ポータルサイト機能を充実させ、学外ホームページの情報検索の利便性を高める。また、情報発信力を高めるため、各種情報媒体を相互に連携させた広報活動を展開する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

【42】 施設設備の一層の効率的活用と長寿命化を図るため、修繕・整備を計画的に実施するとともに、定期的に利用状況を点検・把握しながら、施設設備の有効活用を図る。

2 安全管理等に関する目標を達成するための措置

【43】 学生及び教職員の心身の健康保持・増進を図るため、健康診断やストレスチェックの結果を効果的に活用しながら健康診断事業や個別相談事業を充実させるとともに、労働災害等の事故発生予防のための取組を実施する。

【44】 防災訓練や安否確認訓練等を通じて、学生・教職員の防災意識の高揚及び災害発生時における組織的対応力の向上を図る。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【45】 教職員による研究費の不正執行等の違反行為や不祥事のない大学の実現のため、研究不正防止計画の改訂や研修会の定期的開催などを行い、コンプライアンス確立に向けた取組を推進する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

(1) 予算

平成 29 年度～平成 34 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	34,400
運営費交付金	22,318
自己収入	10,122
授業料及び入学検定料	9,019
その他の収入	1,103
受託研究等事業収入	700
目的積立金取崩	1,260
支出	34,400
業務費	33,700
教育研究費	25,949
地域等連携費	448
一般管理費	7,303
受託研究等事業費	700

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 20,311 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

- (注 1) 上記金額は、役員報酬並びに教職員給料、諸手当及び法定福利費に相当する費用であり、平成 30 年度以降は平成 29 年度の人件費の見積り額を踏まえて試算している。
- (注 2) 岩手県からの派遣職員を除く教職員の退職手当は、公立大学法人岩手県立大学職員退職手当規程に基づいて支給することとする。その額は各事業年度の予算編成過程において岩手県の「職員の退職手当に関する条例」(昭和 28 年岩手県条例第 40 号)に準じて算定され、所要額が運営費交付金として措置されるものである。
- (注 3) 中期目標期間中において、施設設備の大規模修繕等施設整備事業を実施するが、予算の状況や施設設備の老朽化の状況などを踏まえて実施することから、この項「IV 予算、収支計画及び資金計画」には、これに要する経費を含まない。

(2) 運営費交付金算定ルール

第 2 期中期計画期間における経営実績や剰余金の留保状況等を踏まえ、第 3 期の大学運営に係る所要額を算定し、必要となる運営費交付金の額を算定している。

- (注 1) 中期目標期間中の予算は、平成 30 年度以降は平成 29 年度の予算の見積り額を基準として一定の想定の下に試算したものである。
- (注 2) 人件費については、教育研究費及び一般管理費に含まれている。
- (注 3) 共通的経費については、面積割及び人員割等の合理的な方法により按分配分している。

2 収支計画

平成 29 年度～平成 34 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	34,808
經常費用	34,808
業務費	32,083
教育研究費	9,774
地域等連携費	448
受託研究費等	700
役員人件費	49
教員人件費	15,809
職員人件費	5,303
一般管理費	1,951
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	774
臨時損失	0
収入の部	33,548
經常収益	33,548
運営費交付金収益	22,222
授業料等収益	8,752
受託研究費等収益	700
補助金等収益	414
寄附金収益	91
財務収益	13
雑益	582
資産見返負債戻入	774
資産見返運営費交付金等戻入	280
資産見返授業料戻入	109
資産見返寄附金戻入	79
資産見返補助金等戻入	37
資産見返物品受贈額戻入	269
臨時利益	0
純損失	1,260
目的積立金取崩	1,260
総利益	0

3 資金計画

平成 29 年度～平成 34 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	34,400
業務活動による支出	32,790
投資活動による支出	1,610
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	34,400
業務活動による収入	34,400
運営費交付金による収入	22,318
補助金による収入	415
授業料及び入学検定料等による収入	9,019
受託研究等による収入	700
その他の収入	688
目的積立金取崩収入	1,260
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

10 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。

VIII 出資等に係る不要財産等の処分に関する計画

なし

IX VIIIに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

X 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

X I 岩手県地方独立行政法人法施行細則で定める業務運営に関する事項

1 施設設備に関する計画

中期目標及び中期計画を達成するために必要となる業務の進捗状況を踏まえ、施設設備の整備や老朽度合等を勘案した改修等を行う。

2 人事に関する計画

教育研究の質の向上を図るため、広く国内外から優れた教職員を確保するとともに、大学の理念及び目的の実現に貢献する意欲的な教職員を育成する。また、併せて、人件費の抑制に努める。

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。